



薬剤管理者の設置について

レナリドミド・ポマリドミドを服用される患者さんは、原則、薬剤管理者の設置が必要です。
本リーフレットでは薬剤管理者について解説していますので、内容のご確認をお願いいたします。

レナリドミド・ポマリドミドは、ヒトで催奇形性※を示すサリドマイドに似たお薬です。
そのため、お腹の赤ちゃん(胎児)への被害を防ぐための適正管理手順「レブメイト」
を遵守してお薬を厳重に管理する必要があります。

※催奇形性:お腹の赤ちゃん(胎児)に重大な障害を及ぼす作用

薬剤管理者について

薬剤管理者とは、レナリドミド・ポマリドミドを誤飲するのを防いだり、不要となった薬剤を正しく返却したりするため、
患者さんに代わって薬剤の管理を行う方のことです。

薬剤管理者になれる方は以下の3つの要件を満たす必要があります。

- 要件1:レナリドミド・ポマリドミドが胎児に障害を起こす可能性
があることを理解している
- 要件2:処方されたレナリドミド・ポマリドミドを患者さん以外に
譲ってはならないことを理解している
- 要件3:患者さんと定期的に接する機会がある
(日常的に患者さんのお世話をする方)

(例) 患者さんにとって身近な人
(家族、親戚、近隣住民)

医療関係者

介護職員



薬剤管理者の同意書について

レナリドミド・ポマリドミド適正管理手順に関する同意書(薬剤管理者)(様式29)

レブメイトの遵守事項をご理解いただいたうえで、薬剤管理者になっていただく方
には同意書へのご署名をお願いしております。



- 主治医が「患者さん自身が正確に薬剤を管理できる」また「不要になった薬剤の
返却がきちんと実施できる」と判断した場合には、薬剤管理者を置く必要はありません。
しかし、治療中に、薬剤管理者が必要と判断される場合もあります。
一度、薬剤管理者が不要と判断された場合でも、状況に応じて必要となった場合
には、ご理解とご協力をお願いいたします。

薬剤管理のお願いについて

薬剤管理者の方は、下記の事項を遵守し、レナリドミド・ポマリドミドの管理にご協力いただきますようお願いいたします。

- 他の人に渡さないようにすること
- 紛失しないようにすること
- 万が一、紛失した場合は、ただちに院内の薬局（薬剤師）に報告すること
- 服用の必要がなくなった薬剤がある場合は、院内の薬局（薬剤師）に持参すること
- 飲食物と区別された患者専用の場所で保管をすること
- 子供の手の届かない患者専用の場所で保管をすること
- 服用しなかった薬剤がある場合には、次回の通院時にカプセルの種類と残薬数を処方医師に伝えること

● 他の人に譲渡しないでください。



● 不要な薬剤は院内の薬局（薬剤師）へ持参してください。



● 飲食物と区別された、子供の手の届かない場所に保管してください。



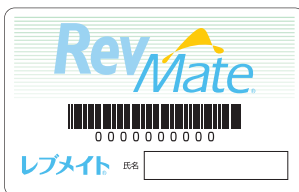
● 紛失しないようご注意ください。

万が一、お薬を紛失した場合は、ただちに院内の薬局（薬剤師）に連絡してください。

受診時の注意事項

- レブメイトカードは、受診時に必ずご持参ください。
- 入院や転院、老人福祉施設などに入所をするときは、特別な管理が必要なお薬を服用していることを伝え、レブメイトカードを提示してください。
- 飲み残したカプセルの種類や数を主治医に報告してください。

● レブメイトカード



● 治療終了時に飲み残したカプセルがある場合は、院内の薬局（薬剤師）で回収します。その際、返金はありません。



レブメイトに関する各種小冊子などをご用意していますので、レブメイトホームページ(<https://www.revmate-japan.jp/patient/compliance/materials.html>)をご覧ください。



レブメイトホームページ

レブメイト 
<https://www.revmate-japan.jp/>

